

議案第 20 号
議決第 号

始良市中山教育振興基金条例の一部を改正する条例の件

始良市中山教育振興基金条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）2月17日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市中山教育振興基金条例の一部を改正する条例

始良市中山教育振興基金条例（平成26年始良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。